

## 愛知学院大学短期大学部における患者個人情報等に関する倫理規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、本学の学生（以下「学生」という。）が、SNS、掲示板等を不適切に使用することにより、個人情報、内部情報等の情報が外部へ流出することを防止するため、学生、教員等が遵守すべき事項及び当該事項に違反した場合の措置について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者個人情報 患者（死亡した者を含む。）に関する氏名、住所、年齢、症状、入院・受診状況、家族状況等の情報をいう。
- (2) SNS、掲示板等 インターネットその他の高速通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用したソーシャル・ネットワーキング・サービス、電子掲示板、ブログ等のサービス及び当該ウェブページをいう。なお、閲覧可能な者が限定されているか否かは問わない。
- (3) 携帯通信機器 スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末等の携帯性に優れた電子機器類をいう。なお、通信機能、カメラ機能の有無は問わない。
- (4) クラウドサービス パソコン、携帯通信機器等の外部機器のデータ、写真等をインターネット上に保管するサービス及び当該保管場所をいう。

### (遵守すべき倫理基準)

第3条 学生は、次の各号に掲げる倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 社会通念、倫理、道徳を守り、他者を誹謗中傷する行為をしないこと。
- (2) 法令等に反する行為をしないこと。
- (3) 学校及び学校関係者、並びに実習施設及び実習施設関係者の名誉を傷つけるような行

為をしないこと。

(4) 講義、実習等において知り得た次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載、クラウドサービスへの保管、及び第三者に漏らす行為をしないこと。

ア 患者個人情報

イ 学校や実習施設に関する公表されていない情報

(5) 次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載及びクラウドサービスへの保管をしないこと。

ア 本学の教育において使用する教材や資料等

イ 学校関係者及び実習施設関係者に関する個人情報

(6) 実習においては、実習施設の諸規定等を遵守すること。

(7) レポート等の作成において、他者が作成したレポートや小論文の盗用等、著作権法（昭和45年法律第48号）その他関連法令に反するような行為をしないこと。

2 前項各号に掲げる事項は、卒業後も同様とする。

#### （携帯通信機器の使用）

第4条 講義及び実習の時間内においては、本学教員及び外部講師（臨床実習指導者、臨地実習先指導者を含む。）等の許可なく携帯通信機器を使用してはならない。ただし、特別な事情により緊急に携帯通信機器の使用が必要となった場合は、担当教員等の許可を得たうえで、これを使用することができるものとする。

#### （教員等の義務）

第5条 担当教員等は、この規程を遵守しない学生を発見した場合には、速やかに当該学生にその目的を確認し、当該行為を止めるよう指導しなければならない。

2 前項の違反行為があった場合において、当該行為を発見した教員等はその事実を担当科長に伝え、速やかにその事実と状況を学生に確認し、必要な指導を行うものとする。

3 本学教員は、講義及び実習が開始される前に、外部講師にこの規程について説明し、協力を得なければならない。

4 本学教員は、SNS、掲示板等にこの規程に反する記述を発見した場合には、当該記述を記載したとみられる学生にその事実を確認し、速やかに当該記述を削除させるとともに、学長に報告しなければならない。

(学生の義務)

第6条 学生は、この規程を遵守しない他の学生の行為を発見した場合は、速やかに本学教員等に通報するものとする。

2 学生は、この規程に反する行為を他の学生に強要されても、それに応じてはならない。

(違反行為に対する措置)

第7条 この規程に違反する学生の行為が重大と判断した場合は、愛知学院大学短期大学部学則第31条の規定に基づき当該学生の懲戒処分を行うものとする。

2 前項に規定する処分は、愛知学院大学短期大学部教授会の議を経て学長が決定するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は愛知学院大学短期大学部教授会でおこなうものとする。

附則

この規程は令和2年3月5日より施行する。